

臨時代理議決

令和元年9月6日

第41号議案

令和元年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のと
おり報告します。

令和元年9月12日

教育長 橋本 幸三

別 紙

令和元年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和元年9月2日付け元財第99号で意見を求められました令和元年9月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
異議ありません。
- 2 新設特別支援学校(井手地区)校舎新築工事請負契約締結の件
異議ありません。
- 3 新設特別支援学校(井手地区)校舎新築工事請負契約変更の件
(電気設備工事)
異議ありません。
- 4 新設特別支援学校(井手地区)校舎新築工事請負契約変更の件
(機械設備工事)
異議ありません。
- 5 「京都府総合計画」将来構想を定める件
異議ありません。
- 6 「京都府総合計画」基本計画を定める件
異議ありません。
- 7 「京都府総合計画」地域振興計画を定める件
異議ありません。

令和元年 月 日
京都府議会议定例會議案

令和元年 9月 京都府議会定例会議案目次

第1号議案	令和元年度京都府一般会計補正予算（第3号）	1
第2号議案	令和元年度京都府収益事業特別会計補正予算（第1号）	7
第3号議案	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	9
第4号議案	休職者の給与に関する条例等一部改正の件	17
第5号議案	京都府統計調査条例一部改正の件	21
第6号議案	京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例一部改正の件	25
第7号議案	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備等の基準に関する条例一部改正の件	27
第8号議案	建築基準法施行条例一部改正の件	29
第9号議案	京都府府営住宅条例一部改正の件	31
第10号議案	新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約締結の件	33
第11号議案	新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約変更の件（電気設備工事）	35
第12号議案	新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約変更の件（機械設備工事）	37
第13号議案	財産取得の件（芝生保護材）	39
第14号議案	財産取得の件（無線機）	41
第15号議案	指定管理者指定の件	43
第16号議案	「京都府総合計画」将来構想を定める件	45
第17号議案	「京都府総合計画」基本計画を定める件	47
第18号議案	「京都府総合計画」地域振興計画を定める件	49

第 3 号 議 案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 制定の件

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令 和 元 年 9 月 1 1 日 提 出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(京都府旅費条例の一部改正)

第 1 条 京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 第 1 項 中 「および」 を 「及び」 に、「旅費」 を 「旅費（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 2 第 1 項 第 1 号に掲げる会計年度任用職員にあつては、旅費に相当する費用弁償。以下同じ。）」 に改める。

第 32 条 第 1 項 中 「第47条」 を 「第47条第 1 項若しくは第 2 項」 に、「よる旅費の」 を 「基づく旅費の」 に、「より」 を 「基づき」 に改め、同条第 2 項 中 「（昭和25年法律第261号）第22条第 1 項」 を 「第22条」 に改める。

（職員の降任等の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第 2 条 職員の降任等の手続及び効果に関する条例（昭和26年京都府条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 に 次の 1 項 を加える。

- 5 法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは、「法第22条の 2 第 2 項の規定により任命権者が定める任期の」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年京都市条例第33号)の一部を次のように改正する。

- 第1条中「昭和25年法律第261号」の右に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「地方公務員法」を「法」に改める。

第4条中「月額」の右に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあつては、報酬の額(職員の給与等に関する条例(昭和31年京都市条例第28号)第26条第6項に規定する手当相当額を除く。))」を加える。

(休職者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 休職者の給与に関する条例(昭和27年京都市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

8 第2項及び第3項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が、第2項又は第3項に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間については、給与を支給しない。

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の給与等に関する条例(昭和31年京都市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(法)」を「(この条に規定する会計年度任用職員及び法)」に、「講師」を「講師(以下この条において「非常勤講師」という。))」に、「第47条」を「第47条第1項」に、「事項、」を「事項、府の会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。))をいう。以下同じ。))並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する講師(非常勤講師に限る。第47条第2項において同じ。))である会計年度任用職員の給与及び勤務時間、休暇その他の勤務条件に関する事項、」に改める。

第26条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(会計年度任用職員の給与)」を付し、同条を次のように改める。

第26条 任命権者は、会計年度任用職員に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

- (1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 報酬、通勤手当に相当する費用弁償及び期末手当
- (2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員 給料及び手当

- 2 前項第1号の報酬は、日額のほか、任命権者がその職務の性質を考慮し必要と認める場合においては、1時間当たりの額又は月額で支給することができる。
 - 3 日額で定める報酬は、別表第16の職務の種別ごとに定められた月額（以下この条において「別表の月額」という。）を21で除して得た額に、当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額を超えない範囲内において、任命権者が定める。
 - 4 1時間当たりの額で定める報酬は、別表の月額を162.75で除して得た額を超えない範囲内において、任命権者が定める。
 - 5 月額で定める報酬は、別表の月額に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額を超えない範囲内において、任命権者が定める。
 - 6 第2項から前項までに規定するもののほか、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び初任給調整手当について、職員の例により算出して得た額を超えない範囲内において、その相当額として任命権者が定める額（以下「手当相当額」という。）を報酬として支給することができるものとする。
 - 7 第1項第1号の通勤手当に相当する費用弁償は、職員の例により算出して得た額を超えない範囲内において、任命権者が定める。
 - 8 第1項第1号の期末手当は、職員の例により算出して得た額を超えない範囲内において、任命権者が定める。
 - 9 第1項第2号の給料は、別表の月額を超えない範囲内において、任命権者が定める。
 - 10 第1項第2号の手当は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当（第14条の3第1項に定める特勤手当に準ずる手当を含む。）、へき地手当（第14条の5第1項に定めるへき地手当に準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、初任給調整手当及び期末手当について、職員の例により算出して得た額を超えない範囲内において、任命権者が定める。
 - 11 第3項から前項までの規定により、任命権者が給与の額を定める場合においては、人事委員会規則で定める基準に従い、職務の性質及び職員との権衡を考慮して定めるものとする。
 - 12 第2項から前項までの規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難い職にある者の給与の額は、任命権者が人事委員会と協議して定める。
- 第26条の次に次の1条を加える。

第26条の2 日額又は1時間当たりの額で支給する会計年度任用職員の報酬（手当相当額を除く。以下この項において同じ。）は勤務した日の属する月分を翌月に、月額で支給する会計年度任用職員の給料及び報酬はその月に、職員の給料の支給方法の例により支給する。

2 前項に規定するもののほか、会計年度任用職員の給与の支給方法その他支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

第27条第1項中「および」を「及び」に、「職員」を「職員及び会計年度任用職員」に改め、同条第2項中「職員」の右に「及び会計年度任用職員」を加える。

第29条に見出しとして「(単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準)」を付し、同条中「職員」の右に「及び会計年度任用職員」を加える。

第29条の2中「職員」の右に「及び会計年度任用職員」を加える。

第46条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務条件)

第46条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件については、人事委員会規則で定める基準に従い、職務の性質及び職員との権衡を考慮して任命権者が定める。

第47条の表第5条第1項、第26条並びに第30条第2項から第5項までの項中「、第26条並びに」を「及び」に改め、同表第46条の項を削り、同条に次の1項を加える。

2 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する講師である会計年度任用職員に対する第26条第1項から第12項まで、第26条の2第2項及び第46条の規定の適用については、これらの規定中「任命権者」とあるのは、「京都府教育委員会」とする。

別表第15の次に次の1表を加える。

別表 第 16 (第26条関係)

会計年度任用職員に係る報酬及び給料の上限表

職務の種類別	月 額
行政職給料表が適用される職務	1 級 (高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務にあつては、2 級の最高号給の額)
教育職給料表(2)が適用される職務	1 級の最高号給の額
教育職給料表(3)が適用される職務	1 級の最高号給の額
医療職給料表(1)が適用される職務	2 級の最高号給の額
医療職給料表(2)が適用される職務	2 級の最高号給の額
医療職給料表(3)が適用される職務	2 級の最高号給の額

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 6 条 職員の退職手当に関する条例 (昭和31年京都市条例第30号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員については、この限りでない。

(顧問、参与、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第 7 条 顧問、参与、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例 (昭和31年京都市条例第31号) の一部を次のように改正する。

第 1 条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「特別職の職員」を「顧問等」に、「基く」を「基づく」に改める。

第 2 条を次のように改める。

(報酬の額)

第 2 条 顧問等の報酬は、日額とし、その額は、勤務した日 1 日につき、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和25年法律第95号) 第22条第 1 項に規

第 3 号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

定する額（同項の人事院規則で定める場合に支給される額として同項に規定する額を除く。）を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して定める。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者が職務の特殊性その他特別の事由があると認める場合においては、顧問等の報酬は、1時間当たりの額、月額又は年額で支給することができるものとし、それらの額は、同項の規定により定めた額との均衡を考慮し、任命権者が知事と協議して定める。

3 前2項の規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難い職にある者の報酬の額は、任命権者が知事と協議して定める。

第4条を削る。

第3条に見出しとして「(費用弁償)」を付し、同条第1項中「特別職の職員」を「顧問等」に改め、「その旅行について」を削り、同条第2項中「定めるところによる」を「規定に基づき、当該顧問等の職務に相当するものとして任命権者が知事と協議して定める職務にある者の例により算出して得た額とする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 旅費の支給方法については、一般職に属する職員の旅費の支給方法の例による。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(報酬の支給方法)

第3条 日額又は1時間当たりの額で支給する報酬は勤務した日の属する月分を翌月に、月額で支給する報酬はその月に、一般職に属する職員の給料の支給方法の例により支給する。

2 年額で支給する報酬の支給方法は、任命権者が定める。

別表を削る。

(府費負担教職員の休職の事由等に関する条例等の一部改正)

第8条 次に掲げる条例の規定中「(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第17条第2項及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)第23条第2項に規定する非常勤の講師を除く。)」を削る。

(1) 府費負担教職員の休職の事由等に関する条例(昭和31年京都市条例第36号)本則

(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年京都市条例第57号)第1条

(3) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年京都市条例第4号）第1条

(4) 職員の再任用に関する条例（平成13年京都市条例第19号）第1条

（京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第9条 京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和41年京都市条例第46号）の一部を次のように改正する。

「」及び「」に規定する職員及び会計年度任用職員並びに」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年京都市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第17条第2項及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第23条第2項に規定する非常勤の講師を除く。）」を削る。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第11条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年京都市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第17条第2項及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第23条第2項に規定する非常勤の講師を除く。）」を削る。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第10号議案

新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約締結の件

新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事（主体工事）の請負契約を次のとおり締結する。

令和元年9月11日提出

京都府知事 西脇隆俊

- 1 工事名 新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事（主体工事）
- 2 契約金額 3,652,000,000円
- 3 契約の相手方 入幡市八幡吉原52番地の2
巖・堀井・巖特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 巖建設 代表取締役 嶋 国章
- 4 契約の方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定による一般競争入札
- 5 契約履行場所 綴喜郡井手町大字井手
- 6 契約期間 議会の議決を得た日から令和3年2月26日まで

第11号議案

新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約変更の件

令和元年6月京都府議会定例会において議決のあった新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事（電気設備工事）の請負契約の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和元年9月11日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

契約金額「650,727,000円」を「652,719,100円」に改める。

第12号議案

新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事請負契約変更の件

令和元年6月京都府議会定例会において議決のあった新設特別支援学校（井手地区）校舎新築工事（機械設備工事）の請負契約の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和元年9月11日提出

京都府知事 西脇隆俊

契約金額「722,700,000円」を「726,356,400円」に改める。

第16号議案

「京都府総合計画」将来構想を定める件

「京都府総合計画」将来構想を別冊のとおり定めることについて、京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成20年京都府条例第11号）第3条第1項の規定により議決を求める。

令和元年9月11日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

第17号議案

「京都府総合計画」基本計画を定める件

「京都府総合計画」基本計画を別冊のとおり定めることについて、京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成20年京都府条例第11号）第3条第1項の規定により議決を求める。

令和元年9月11日提出

京都府知事 西脇隆俊

第18号議案

「京都府総合計画」地域振興計画を定める件

「京都府総合計画」地域振興計画を別冊のとおり定めることについて、京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成20年京都府条例第11号）第3条第1項の規定により議決を求める。

令和元年9月11日提出

京都府知事 西脇隆俊

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案の概要

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する。

1. 地方公務員法の一部改正【適正な任用等を確保】

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加（⑰45.6万人→⑳49.8万人→㉑59.9万人→㉒64.5万人）しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、以下の改正を行う。

(1) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

- ① 通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。
- ② 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。

(2) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

2. 地方自治法の一部改正【会計年度任用職員に対する給付を規定】

地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、上記の適正な任用等の確保に伴い、以下の改正を行う。

- 会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

【施行期日】 平成32年4月1日

